

立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針

立教大学コミュニティ福祉学部・研究科（以下、「学部・研究科」と記す。）は、「いのちの尊厳のために」という理念のもと、社会福祉学、コミュニティ政策学などからなる学際的な視角から福祉について総合的に研究し教育する場である。学部・研究科に所属する者は、研究および教育の場において、すべての人間の尊厳を認めることは無論のこと、いのちあるものすべてに対して、さらにはいのちを育むすべてのものに対して、最大限の敬意を払わなければならない。

こうした趣旨のもと、立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針（以下、「倫理指針」と記す。）を定めることとする。学部・研究科に所属する者は、あらゆる研究教育活動において、「いのちの尊厳のために」という理念を行動の規範とし、自らの営為がもたらす結果に対して責任をもたなければならず、その具体的個別的な判断が問われる場合には、倫理指針に従うこととする。そして倫理指針を的確に運用するために、倫理委員会を設置する。当委員会の運営規定については別に定めることとする。

以上のように、学部・研究科に所属するすべての構成員に倫理指針を遵守する義務があるが、とくに教員は、自らこの倫理指針を遵守するだけでなく、学生・大学院生の主査・副査を務めるに際して、倫理指針に基づいて調査研究がおこなわれるよう指導する義務も負うこととなる。そしてこのことは、倫理委員会の業務に先立っておこなわれることが原則である。

第一条【総則】 学部・研究科に所属する者は、以下を前提とした上で、学問の自由を保持しなければならない。

2. 学部・研究科に所属する者は、一市民として、各種法令を遵守しなければならない。
3. 学部・研究科に所属する者は、各人が拠って立つ学問領域の倫理指針を遵守しなければならない。
4. 学部・研究科に所属する者は、個人や集団を研究対象とする場合、その行動規範・習慣・文化・価値観を尊重しなければならない。
5. 学部・研究科に所属する者は、研究過程および結果の公表にあたって、良識と倫理が要請されることを自覚し、上記3項はもとより、「いのちの尊厳のために」という理念のもと、以下に定める諸規定に則して行動しなければならない。

第二条【人権擁護】 学部・研究科に所属する者は、性別・性的指向・年齢・家庭環境・民族的背景や思想信条の相違、身体的・精神的状況などをめぐる差別的な言動を慎むとともに、社会的に不適切とされる用語や表現を使用してはならない。ただし引用文に記載された語句に関してはこの限りではないが、その場合にも引用する必然性がなければならない。

2. 学部・研究科において、あるいは上記の共同研究組織において、上位の権限・権威・権力を有する者が、下位の者に対して、研究・教育・資格附与・昇格・予算配分などにおいて、不当なる処遇をおこなったり、不利益を与えるようなことはあってはならない。
3. 学部・研究科に所属する者は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントはもちろんのこと、他者に対する如何なる形のハラスメント行為もしてはならず、またそうした行為を見過ごしてはならない。

第三条【調査研究】 参与観察をおこなう場合はもとより、インタビュー調査やアンケート調査をおこなう場合にも、自身が関与することによって調査対象となる人間・組織・地域等、さらにそれを取り巻く環境にさまざまな影響が及ぼされることを常に自覚しなければならない。

2. 調査をおこなう際、調査対象となる人間・組織・地域等に最大限の敬意を払うとともに、調査対象への説明と同意、調査への協力を拒否する自由、調査対象者への誠実な対応について十分に配慮しなければならない。
3. 調査結果を公表する際にはプライバシーに配慮し、調査対象から名称を明記する許諾を得ている場合をのぞき、匿名性を保持しなければならない。匿名性を保持するために何らかの加工を施した場合、それが如何なる加工であるかを、可能な範囲で公表時に明記しなければならない。
4. 研究会やゼミなど情報の受け取り手が限定された場においては、実名を用いた発表も認められるが、その際は参加者全員に守秘義務が課せられる。
5. 地域、組織や団体の名称を明記する必然性がある場合、また特定個人に関しても個人名を明記する必然性がある場合、予め許諾を得ておくことは当然であるが、その許諾を文書の形にすることが望ましい。そして以上の手順を踏んだことを、公表時に明示しなければならない。
6. 調査をおこなう場合、調査の目的と手順を、対象となる人間・組織・地域等に予め明示しなければならない。さらに調査によって得たデータを論文等の形で公表することの許諾を得ておくことは当然であるが、その許諾を文書の形にすることが望ましい。そして以上の手順を踏んだことを、公表時に明示しなければならない。
7. 研究者としてのアイデンティティをいったん措いて対象に溶け込む形で参与観察を行う場合や、調査以前に参加していた組織や団体をあらためて研究する場合など、事前に調査の目的や手順を説明し同意を得ておくことが難しい場合には、調査結果の公表前に、調査対象者に対して調査を行っていたことを説明し、研究目的について丁寧に説明したうえで、公表についての同意を得ること。
8. 対象者から収集したデータは、調査中・分析中・成果発表後も、他に流出しないよう管理を行うこと。特に対象者のプライバシーや機密に関するデータについては、対象者が特定されることのないように、データを加工するなどの対策を講じること。
9. 開示要求に応えるべく、調査によって得られたデータは、論文等にて公表する以外のデータも含めて、研究成果の発表後、最低1年間は保存しなければならない。質問紙を用いる場合は、記入済みの用紙をすべて、最低1年間は保存しなければならない。また調査の過程で入手した画像（静止画・動画）や音声情報も、最低1年間は保存しなければならない。

第四条【引用・参照・投稿】 研究は、先行研究の上に新たな知見を積み重ねる営為である、従って、各人が研究する領域の先行研究を常に調べ、視野に入れておくことが必須である。

2. 先行研究の文章やデータを引用ないし参照する場合は、原著者名・文献名・発行元・発行年・引用ないし参照する箇所を明示しなければならない。先行研究において提唱された概念を援用する場合も同様である。ただしその概念が、各人が所属する学問領域において周知の専門用語となっている場合はこの限りではない。
3. 長文にわたって引用したり、図表を転載する場合は、原則として、著作権者からの許諾を得なければ

ならない。

4. 引用や参照は原典主義を貫かなければならない。いわゆる「孫引き」は、研究者倫理として許されない行為である。
5. インターネット上のデータや文章を引用ないし参照する場合には、細心の注意を払わなければならない。原則として信頼すべき機関・組織・団体・地域によって公表されている一次データや文章以外は用いてはならず、しかも同じ内容の記された文字文献が存在する場合には、文字文献に依拠することが望ましい。なお引用や参照の対象がインターネットにしか存在しない場合は、その旨を明示し、URL とともに転載した年月日を明示しなければならない。
6. 原著論文の投稿にあたっては、二重（多重）投稿してはならない。

第五条【外部資金の使用】 外部資金を用いて研究する、ないしは教育活動をおこなう場合、申請目的と予算に合致した形で使用しなければならない。予算に計上した費目以外の目的のために使用する際には、外部資金提供者および本学の外部資金担当部署と協議し、しかるべき手続きをとらなければならない。

2. 支出に関する領収書など証憑の整理保存に努め、会計を明確にしなければならない。
3. 資金（研究費）の不正な使用は、研究者倫理に対する最も重大な違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。

第六条【共同研究・プロジェクト】 共同研究・プロジェクトで得た成果の公表にあたっては、各構成員が成果への貢献度に応じた取り扱いを受けるよう、慎重な配慮が施されなければならない。

附則

1. 倫理指針の改廃は立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、学部長がこれをおこなうものとする。
2. 倫理指針は 2009 年 6 月 24 日をもって施行する。